

一般財団法人 歴史科学協議会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般財団法人 歴史科学協議会と称する。

第2条 (設立趣旨)

当法人の設立趣旨は、次のとおりである。

- 1 当法人は、現代における帝国主義的歴史観に対決する人民の立場に立つ。
- 2 当法人は、厳密な科学的方法に立脚して、歴史学の創造的発展をめざす。
- 3 当法人は、進歩的・民主的歴史研究者の過去の遺産を正しく受け継ぎ、人民的な科学運動の発展を図る。
- 4 当法人は、各地域における自主的活動を基礎とするとともに、その活動をさらに強める。
- 5 当法人は、国内外の民主的歴史研究諸団体や他の分野の民主的諸団体と、研究および運動の交流を図る。

第3条 (事業目的)

当法人は、次に掲げる事業を行うことを目的とする。

- 1 歴史と歴史理論および歴史教育の研究の促進
- 2 機関誌『歴史評論』その他の図書文献の編集発行
- 3 研究大会、講演会、研究講座その他の会合の開催
- 4 各種集会への講師派遣の斡旋
- 5 近隣諸科学との交流の促進
- 6 民主的諸団体、諸機関との交流および国際的交流の促進
- 7 その他、当法人の設立趣旨に沿う諸事業

第3条の2 (事務所)

当法人の事務所は、東京都北区に置く。

第4条 (公告の方法)

当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会員及び加盟組織

第5条 (会員)

当法人の設立趣旨に賛同し、その活動に協力する者は、会員となることができる。

- 2 当法人の会員となることを希望する者は、代表理事にその旨を申し出るものとする。
- 3 代表理事は、会員となることを希望する旨の申出があった場合において、その申出をする者が当法人の会員として相応しくないと考える場合には、その旨を評議員会に報告するものとする。この場合において、評議員会は、審査の結果、当該者に対して会員資格を付与しないこととすることができる。

第6条（会員の権利義務）

会員は、会員総会に出席することができ、会員総会の決議において、各自平等の議決権を有する。

- 2 会員は、会費の負担その他の当法人が定める義務を負い、当法人の発展に貢献しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、会員の権利及び義務は、評議員会の決議によって定める会員規約に拠る。

第7条（会員総会）

会員は、会員総会への参加を通じて、当法人の運営に関与することができる。

- 2 定時会員総会は、各事業年度の末日の翌日以後3月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて、随時開催する。
- 3 会員総会は多数決原則により運営するものとし、会員総会の招集手続き、定足数その他の決議方法については、評議員会の決議によって別途定める。

第8条（加盟組織）

当法人の設立趣旨に賛同し、当法人とともに活動する法人その他の団体で、相応の組織体制と活動実績を有するものは、評議員会の決議を経て、加盟組織となることができる。

- 2 当法人の加盟組織となることを希望する団体は、代表理事にその旨を申し出るものとし、代表理事は、当該団体が当法人の加盟組織として相応しい者であるかを審査した上で、これに加盟組織資格を付与するか否かを、評議員会に諮るものとする。
- 3 前項の申出をした団体を加盟組織と認める旨の評議員会決議は、全会一致により行うものとする。

第9条（加盟組織の権利義務）

加盟組織は、分担金の負担その他の当法人が定める義務を負い、当法人の発展に貢献しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、加盟組織の権利及び義務は、評議員会の決議によって定める加盟組織規約に拠る。

第3章 評議員及び評議員会

第10条（評議員の選任及び解任）

当法人の評議員は、当法人の会員のうち、現任評議員または各加盟組織からの推薦によって候補者を定め、このうち会員総会の同意を得た者を選任する。

- 2 評議員は、当法人の理事、監事または使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員について、当法人の評議員として相応しくないと認める事由があるときは、当該評議員以外の評議員の全員一致によって、当該評議員を解任することができる。

第11条（評議員の員数）

当法人の評議員は、3名以上とする。

第12条（評議員の任期）

当法人の評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、当該退任した評議員の任期の満了する時までとする。

第13条（評議員会）

評議員の全員により、評議員会を構成する。

- 2 定時評議員会は、各事業年度の末日の翌日後2月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて随時開催する。

第14条（評議員会の権限）

評議員会は、法令または定款に従い、次の事項を決議する。

- 1 理事、監事の選任および解任
 - 2 理事、監事の報酬等の決定
 - 3 計算書類の承認
 - 4 定款の変更
 - 5 会員規約、加盟組織規約等当法人の重要な内部規程の制定および改廃
 - 6 加盟組織の認定および会員の除名、加盟組織の除籍
 - 7 その他法令に定める事項
- 2 当法人の評議員会は、当法人の定款のうち、目的ならびに評議員の選任および解任の方法についても、変更の決議をすることができる。

第15条（評議員会の決議）

当法人の評議員会の決議は、法令に定めるものを除く他、議決に加わることができる評

議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第5号及び第2項に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致により行わなければならない。

3 その決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第16条（評議員会決議に対する会員総会の同意）

第14条第2項に掲げる評議員会決議及び当法人の解散に係る評議員会決議をする際には、事前に会員総会にその賛否を諮り、その意見を尊重して、これを行うものとする。

第17条（評議員会の決議の省略等）

理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第18条（評議員会議事録）

評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席評議員が記名押印をした上で、これを評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第19条（評議員の報酬等）

当法人は、評議員に対して、報酬を支給しない。

第4章 理事、理事会および代表理事

第20条（理事の選任）

当法人の理事は、評議員会の決議によって選任する。

第21条（理事の員数）

当法人の理事は、3名以上とする。

第22条（理事の任期）

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任理事又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

第23条（理事会）

理事の全員により、理事会を構成する。

2 理事会は、代表理事の招集により、3ヶ月に1回以上開催するものとする。

3 代表理事は、理事会を招集するにあたり、会日の3日前までに各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

第24条（理事会の職務）

理事会は、法令または定款に従い、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職
- 4 編集長、事務局長の選定及び解職
- 5 その他法令に定める事項

第25条（理事会の決議）

当法人の理事会の決議は、法令に定めるものを除く他、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 その決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第26条（理事会の決議の省略等）

理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

第27条（理事会議事録）

理事会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席理事及び監事が記名押印のうえ、これを理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第28条（代表理事）

理事会の決議により、代表理事を選定する。

2 当法人の代表理事は、2名以内とする。

第29条（業務の執行）

代表理事は、当法人を代表し、第37条に規定する予算に基づいて、当法人の業務を執行する。

第30条（理事の報酬等）

理事の報酬等は、評議員会の決議によって定める。

第5章 監事

第31条（監事の選任）

当法人の監事は、評議員会の決議によって選任する。

第32条（監事の員数）

当法人の監事は、2名以内とする。

第33条（監事の任期）

監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、当該退任した監事の任期の満了する時までとする。

第34条（監事の権限）

監事は、理事の職務の執行を監督し、理事が不正の行為をし若しくはその恐れがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第35条（監事の報酬等）

監事の報酬等は、評議員会の決議によって定める。

第6章 計算

第36条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第37条（事業年度予算の策定）

代表理事は、各事業年度について予算を作成し、評議員会の承認を得た上で、会員総会

に提出しなければならない。

第38条（計算書類等）

代表理事は、法令の定めるところにより、各事業年度の計算書類及び事業報告を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 代表理事は、前項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた計算書類及び事業報告は、定時会員総会に提出しなければならない。

第39条（剰余金の分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第40条（残余財産の帰属）

当法人の残余財産は、評議員会の決議に従い、国若しくは地方公共団体または当法人の設立趣旨に沿う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させる。

第7章 附則

第41条（設立者の名称及び住所）

設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都北区滝野川二丁目32番10-222号 歴史科学協議会

第42条（設立に際して出資される財産の額）

当法人の設立に際して出資される財産の額は、金500万円とする。

第43条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、設立日から、2009年9月30日までとする。

第44条（設立時評議員）

当法人の設立時評議員は、次の通りとする。

猪飼 隆明

木村 茂光

広川 禎秀

宮地 正人

第45条（設立時理事及び監事）

当法人の設立時理事は、次の通りとする。

梅村 喬

大日方 純夫

近藤 成一

大橋 幸泰

牛木 純江

池内 敏

小林 啓治

当法人の設立時監事は、次の通りとする。

若尾 政希

塚田 孝

第46条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。